

別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称
工業統計調査
- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～2 略</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。</p> <p>工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。</p> <p>工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業員30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない<u>管理、補助的経済活動を行う事業所</u>を除く。）、乙調査は従業員4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない<u>管理、補助的経済活動を行う事業所</u>を除く。）について行う。</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>甲調査：約<u>65,000</u>事業所</p> <p>乙調査：約<u>290,000</u>事業所</p>	<p>1～2 略</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。</p> <p>工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。</p> <p>工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業員30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）、乙調査は従業員4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）について行う。</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>甲調査：約<u>200,000</u>事業所</p> <p>乙調査：約<u>250,000</u>事業所</p>	<p>製造活動を行っていない管理、補助的経済活動を行う事務所を対象から除く必要があるため。</p> <p>経済センサス-活動調査実施に伴い調査対象の見直しを実施したため。</p>

<p>なお、調査を受ける事業所を確定するために 行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約<u>590,000</u>事業所</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 報告義務者 <u>後記6の(2)2)①の調査においては、事業所の管理責任者。</u> <u>後記6の(2)2)②の調査においては、企業の本所事業所の管理責任者もしくは、支所となる事業所の管理責任者。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 <u>①単独事業所(本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ)</u> <u>経済産業省－都道府県－市町村(特別区においては区。以下同じ。)</u>－統計調査員－報告者 <u>②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所</u> <u>経済産業省－民間事業者－報告者</u> <u>※②の場合はオンライン報告が可能。</u></p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)</p> <p>1) 準備調査</p>	<p>なお、調査を受ける事業所を確定するために 行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約<u>700,000</u>事業所。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 報告義務者 <u>事業所の管理責任者。ただし、経済産業大臣が指定する企業(以下「本社一括調査企業」という。)に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 <u>調査員調査:経済産業省－都道府県－市町村－調査員－報告者</u> <u>郵送・オンライン調査(本社一括調査等):経済産業省－民間事業者－報告者</u></p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)</p> <p>1) 準備調査</p>	<p>単独事業所と複数事業所企業により調査経路を明確化したことに伴う変更。</p> <p>単独事業所と複数事業所企業により調査経路を明確化したことに伴う変更。</p>
--	--	---

<p>①～② 略</p> <p>③ 統計調査員は、市町村長（特別区においては<u>区長</u>。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。</p> <p>④～⑦ 略</p> <p>2) 甲及び乙調査</p> <p>①調査員調査</p> <p><u>統計調査員が、準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を配布し、統計調査員による収集により市町村長が回収する方法により行う。</u></p> <p><u>市町村長は、調査員によって収集された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</u></p> <p><u>都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p><u>都道府県知事は、別紙に定めるところ</u></p>	<p>①～② 略</p> <p>③ 統計調査員は、市町村長（東京都内の区のある地域では<u>区長</u>。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。</p> <p>④～⑦ 略</p> <p>2) 甲調査</p> <p>① 報告方法</p> <p><u>甲調査は、別紙様式第2による工業調査票甲を用いて自計方式によって行う。作成部数は2部とし、1部を控え用、1部を提出用とする。</u></p> <p>② 統計調査員及び経済産業大臣による調査票の配布</p> <p><u>統計調査員は、準備調査の結果に基づき、工業調査票甲を従業者30人以上の報告義務者に配布する。ただし、本社一括調査企業に属する事業所及び経済産業大臣が指定する事業所（以下「国直轄事業所調査事業所」という。）にあつては、経済産業大臣が本社一括調査企業の報告義務者及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者に配布する。</u></p> <p>③ 統計調査員及び市町村長による調査票の提出</p> <p><u>ア 報告義務者は、統計調査員から配布された調査票に所定の事項を記入し、市町村長の定める日までに1部を統計調査員に提出する。</u></p> <p><u>イ 統計調査員は、市町村長の定める日までに報告義務者から調査票1部を取集し、市町村長に提出する。</u></p>	<p>表現ぶりの変更。</p> <p>従来の甲調査、乙調査の調査方法に違いが無いことから記述を簡素化したことに伴う変更。</p>
--	--	--

により、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

②郵送・オンライン調査

上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票(別紙様式2もしくは別紙様式3)を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

ウ 市町村長は、イの規定により提出された工業調査票甲を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに1部を都道府県知事に提出する。

④ 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所による調査票の提出

ア 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出する。

イ 経済産業大臣は、アの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、審査し、当該調査票に記載された事業所の所在地を管轄する都道府県知事に当該調査票を1部送付する。

⑤ 電子情報処理組織による提出

ア 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣が定める日までに提出する。

イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出したものとする。

⑥ 都道府県知事による調査票の提出

<p>3) 乙調査 削除</p>	<p><u>ア 都道府県知事は、③ウ及び④イの規定により提出又は送付された調査票を整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。</u></p> <p><u>イ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された調査票の内容を調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>ウ 都道府県知事は、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p><u>エ 都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票甲の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</u></p> <p><u>3) 乙調査</u></p> <p><u>① 報告方法</u></p> <p><u>乙調査は、別紙様式第3による工業調査票乙を用いて自計方式によって行う。作成部数は2部とし、1部を控え用、1部を提出用とする。</u></p> <p><u>② 統計調査員及び経済産業大臣による調査票の配布</u></p> <p><u>統計調査員は、準備調査の結果に基づき、工業調査票乙を従業者29人以下の報告義務者に配布する。ただし、本社一括調査企業に属する事業所にあ</u></p>	
------------------	---	--

	<p><u>つては、経済産業大臣が本社一括調査企業の報告義務者に一括して配布する。</u></p> <p><u>③ 統計調査員及び市町村長による調査票の提出</u></p> <p><u>ア 報告義務者は、統計調査員から配布された調査票に所定の事項を記入し、市町村長の定める日までに1部を統計調査員に提出する。</u></p> <p><u>イ 統計調査員は、市町村長の定める日までに報告義務者から調査票1部を取集し、市町村長に提出する。</u></p> <p><u>ウ 市町村長は、イの規定により提出された工業調査票乙を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに1部を都道府県知事に提出する。</u></p> <p><u>④ 本社一括調査企業による調査票の提出</u></p> <p><u>ア 本社一括調査企業の報告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p><u>イ 経済産業大臣は、アの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、審査し、当該調査票に記載された事業所の所在地を管轄する都道府県知事に当該調査票を1部送付する。</u></p> <p><u>⑤ 電子情報処理組織による提出</u></p> <p><u>ア 本社一括調査企業の報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使</u></p>	
--	--	--

<p>なお、郵送・オンライン調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。</p>	<p>用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣が定める日までに提出する。</p> <p><u>イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出したものとする。</u></p> <p>⑥ 都道府県知事による調査票の提出</p> <p><u>ア 都道府県知事は、③ウ及び④イの規定により提出又は送付された調査票を整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。</u></p> <p><u>イ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された調査票の内容を調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>ウ 都道府県知事は、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p><u>エ 都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票乙の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</u></p> <p>なお、本社一括調査及び国直轄事業所調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等と</p>	<p>記述内容の変更に伴う修正。</p>
---	---	----------------------

<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>調査員調査：市町村長の定める日</p> <p><u>郵送・オンライン調査：経済産業大臣が定める日</u></p> <p>8～12 略</p> <p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p style="text-align: center;">別添</p> <p>東日本大震災に伴う調査計画の変更</p> <p>1 変更内容</p> <p>(1) 調査範囲からの除外</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。<u>ただし、避難解除等区域(避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条</u></p>	<p>する。</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>調査員調査：市町村長の定める日</p> <p><u>本社一括調査、及び国直轄事業所調査：経済産業大臣が定める日</u></p> <p>8～12 略</p> <p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p style="text-align: center;">別添</p> <p>東日本大震災に伴う調査計画の変更</p> <p>1 変更内容</p> <p>(1) 調査範囲からの除外</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。</p>	<p>記述内容の変更に伴う修正。</p> <p>「避難指示解除準備区域」では製造業の事業再開が認められていることに伴う変更。</p>
--	---	--

<p>第2項の規定により原子力災害対策 本部長が福島県の市町村長又は福島 県知事に対して行った指示において 近く当該避難指示が全て解除される 見込みであるとされた区域をいう。) <u>を 含む調査区を除く。</u></p> <p>①～② 略 (2) 略 2～3 略</p>	<p>①～② 略 (2) 略 2～3 略</p>	
--	----------------------------------	--